

# 計量管理規定の変更認可申請書

27 原機 (Pu) 018

平成 28 年 1 月 28 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

代表者氏名 理事長 児玉 敏雄 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 8 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり計量管理規定の変更認可を申請します。

## 記

1. 名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄  
住 所 〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
2. 使用の場所の名称及び所在地  
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
所 在 地 〒319-1194 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33
3. 事務上の連絡先  
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
所 在 地 〒319-1194 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33  
連絡員の氏名 所属部署名 (プルトニウム燃料技術開発センター 技術部  
核物質管理課)  
電話番号  
FAX 番号
4. 変更の内容  
別紙 1 のとおり
5. 変更の理由  
・日本原子力研究開発機構の組織改編のため

# 計量管理規定

## 新旧対照表

平成28年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 計量管理規定</p> <p style="text-align: center;">改 正</p> <p>平成 元年 2月15日 平成 元年 4月 1日 平成 元年 6月 1日 平成 3年 1月 7日 平成 3年 11月29日 平成 4年 12月28日 平成 5年 9月 3日 平成 6年 1月 1日 平成 6年 9月 6日 平成 6年 9月26日 平成 7年 1月18日 平成 7年 2月 9日 平成 7年 3月10日 平成 7年 3月29日 平成 7年 6月 6日 平成 7年 11月 2日 平成 8年 4月 3日 平成 8年 7月22日 平成 8年 10月29日 平成 9年 2月28日 平成 9年 11月28日 平成10年 10月 1日 平成11年 9月10日 平成13年 4月 1日 平成14年 7月19日 平成15年 7月 7日 平成15年 10月 9日 平成17年 10月 1日 平成19年 3月 2日 平成20年 10月 1日 平成22年 3月23日 平成23年 5月 1日 平成24年 5月15日 平成24年 10月 1日 平成26年 4月 1日 平成27年 4月 1日</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 計量管理規定</p> <p style="text-align: center;">改 正</p> <p>平成 元年 2月15日 平成 元年 4月 1日 平成 元年 6月 1日 平成 3年 1月 7日 平成 3年 11月29日 平成 4年 12月28日 平成 5年 9月 3日 平成 6年 1月 1日 平成 6年 9月 6日 平成 6年 9月26日 平成 7年 1月18日 平成 7年 2月 9日 平成 7年 3月10日 平成 7年 3月29日 平成 7年 6月 6日 平成 7年 11月 2日 平成 8年 4月 3日 平成 8年 7月22日 平成 8年 10月29日 平成 9年 2月28日 平成 9年 11月28日 平成10年 10月 1日 平成11年 9月10日 平成13年 4月 1日 平成14年 7月19日 平成15年 7月 7日 平成15年 10月 9日 平成17年 10月 1日 平成19年 3月 2日 平成20年 10月 1日 平成22年 3月23日 平成23年 5月 1日 平成24年 5月15日 平成24年 10月 1日 平成26年 4月 1日 平成27年 4月 1日 <u>平成28年 月 日</u></p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: right;">・ 施行期日の追加に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 プルトニウム燃料技術開発センターにおける国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。プルトニウム燃料技術開発センターが所掌する施設は、プルトニウム燃料施設及びプルトニウム燃料製造施設（以下「プル燃施設」という。）である。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(2) 計量管理統括者（以下「統括者」という。）</p> <p>(3) 計量管理副統括者（以下「副統括者」という。）</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、プルトニウム燃料技術開発センター長とする。</p> <p>3 副統括者は、技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核物質管理課長とする。</p> <p>5 部長は、技術部長、燃料技術部長、環境プラント技術部長、基盤技術研究開発部長、廃止措置技術部長とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、核物質管理課長、品質管理課長、試験第1課長、試験第2課長、<u>プロセス設備開発課長</u>、燃料技術開発課長、環境管理課長、環境技術課長、廃止措置技術開発課長、核種移行研究グループリーダー、施設管理課長とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第Ⅲ-1図のとおりとする。</p>	<p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 プルトニウム燃料技術開発センターにおける国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。プルトニウム燃料技術開発センターが所掌する施設は、プルトニウム燃料施設及びプルトニウム燃料製造施設（以下「プル燃施設」という。）である。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(2) 計量管理統括者（以下「統括者」という。）</p> <p>(3) 計量管理副統括者（以下「副統括者」という。）</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、プルトニウム燃料技術開発センター長とする。</p> <p>3 副統括者は、技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核物質管理課長とする。</p> <p>5 部長は、技術部長、燃料技術部長、環境プラント技術部長、基盤技術研究開発部長、廃止措置技術部長とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、核物質管理課長、品質管理課長、試験第1課長、試験第2課長、<u>プルトニウム燃料施設整備室長</u>、燃料技術開発課長、環境管理課長、環境技術課長、廃止措置技術開発課長、核種移行研究グループリーダー、施設管理課長とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第Ⅲ-1図のとおりとする。</p>	<p>・日本原子力研究開発機構の組織改編に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">第Ⅲ-1図 プルトニウム燃料技術開発センター計量管理組織図</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅲ-1図 プルトニウム燃料技術開発センター計量管理組織図</p>	<p>・日本原子力研究開発機構の組織改編に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>1 この規定は、平成20年10月 1日から施行する。 附則（20規定第47号）</p> <p>1 この規定は、平成22年 3月23日から施行する。 附則（21サ（規則）第34号）</p> <p>1 この規定は、平成23年 5月 1日から施行する。 附則（23サ（規則）第16号）</p> <p>1 この規定は、平成24年 5月15日から施行する。 附則（24サ（規則）第22号）</p> <p>1 この規定は、平成24年10月 1日から施行する。 附則（24サ（規則）第41号）</p> <p>1 この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。 附則（25サ（規則）第80号）</p> <p>1 この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。 附則（26サ（規則）第63号）</p>	<p>1 この規定は、平成20年10月 1日から施行する。 附則（20規定第47号）</p> <p>1 この規定は、平成22年 3月23日から施行する。 附則（21サ（規則）第34号）</p> <p>1 この規定は、平成23年 5月 1日から施行する。 附則（23サ（規則）第16号）</p> <p>1 この規定は、平成24年 5月15日から施行する。 附則（24サ（規則）第22号）</p> <p>1 この規定は、平成24年10月 1日から施行する。 附則（24サ（規則）第41号）</p> <p>1 この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。 附則（25サ（規則）第80号）</p> <p>1 この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。 附則（26サ（規則）第63号）</p> <p><u>1 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、所長が別に定める日から施行する。</u> <u>附則（       （規則）第     号）</u></p>	<p>・ 施行期日の追加に伴う変更</p>